⒀　本工事は、入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

予定価格の算定に必要な項目について見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。

なお、提出を求める項目は直接工事費のうち「庁舎／空気調和設備／機器設備／機器、架台類」、「庁舎／空気調和設備／ダクト設備／ダクト」、「庁舎／換気設備／ダクト設備／ダクト」、「庁舎／排煙設備／ダクト設備／ダクト」とする。詳細は入札説明書による。

⒁　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒂　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事（発注者指定方式）である。

⒃　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒄　本工事は、「情報共有システム」を活用する対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒅　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

⒆　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒇　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(21)　本工事は、ＢＩＭ活用に係るＥＩＲを適用する対象工事である。

(22)　本工事は、配置予定技術者の工事経験として、元請の経験に加えて建築一式工事の一次下請※の経験も対象とする試行工事である。

※発注者から直接請け負った建築一式工事の建設業者と下請契約を締結した工事

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月14日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）により国土交通省大臣官房官庁営繕部長から「新たな国立公文書館・憲政記念館新築(25)機械設備工事」に係る特定建設共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という）の認定を受けている者、又は次に掲げる条件を満たしている単体有資格者もしくは経常建設共同企業体であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和７・８年度における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和７・８年度における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成22年４月１日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成22年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用対象工事（入札説明書参照）」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体とする場合を含む。）の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。建築一式工事を施工実績とする場合は、乙型共同企業体の構成員としての実績で協定書による分担工事が次の①の基準を満たす暖冷房衛生設備工事であることを確認できる場合に限る。

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」（以下「海外認定・表彰制度」という。）に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和３年３月11日国営計第155号、国営整第197号）における認定・表彰制度による認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照）。

①　中央熱源方式により空調用の冷水、空調用の温水を同時に供給できる空気調和設備の新設、増設又は更新した工事で次の内容を含むもの

・熱源機器の設置

なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社（特定建設工事共同企業体である場合は代表者）は平成22年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる上記①の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は平成22年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の②の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成22年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体とする場合を含む。）の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。ただし、経常建設共同企業体である場合は構成員のうち１社（特定建設工事共同企業体である場合は代表者）としての建築一式工事を施工実績とする場合は、乙型共同企業体の構成員としての実績で協定書による分担工事が上記①の基準を満たす暖冷房衛生設備工事であることを確認できるものとし、その他の構成員の場合は次の②の基準を満たす暖冷房衛生設備工事であることを確認できる場合に限る。「海外認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和３年３月11日国営計第155号、国営整第197号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照）。

②　空気調和設備の新設、増設又は更新した工事で次の内容を含むもの

・熱源機器の設置

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すればよい。）。

なお、複数の技術者を申請することができるが、申請された技術者のうち次に掲げる基準を満たしていない技術者がいた場合は、その技術者以外の者を配置予定技術者とすることを条件として競争参加資格がある事を確認するものとする。

なお、主任技術者又は監理技術者は、申請された技術者の中から１回に限り交代を認める（入札説明書参照）。

①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限